

平成 21 年 3 月 19 日
愛宕山地域開発事業 調査特別委員会
都市計画課

愛宕山地域開発事業の転用について

1 事業廃止に向けた都市計画変更手続き等について

(1) 事業中止決定及び都市計画等変更経緯

- ア 愛宕山地域開発事業の中止の合意（平成 19 年 6 月 8 日県副知事・前市長協議）
- イ 新住宅市街地開発事業の廃止等の法的手続きに着手することで合意（平成 19 年 7 月 19 日県副知事・前市長協議）
- ウ 事業中止に係る地元説明会（平成 19 年 10 月 23 日・24 日・25 日）
- エ 事業中止に係る説明会（平成 19 年 11 月 5 日）
- オ 住民説明会（平成 20 年 5 月 11 日～14 日）
- カ 公聴会（平成 20 年 5 月 27 日）
- キ 都市計画変更案の縦覧（平成 20 年 8 月 19 日～9 月 2 日）

(前回委員会以後の経緯)

(別紙 1 参照)

ア 岩国市都市計画審議会（別紙 2 参照）

県が定める都市計画については、予め市の意見を聴くことと定められていることから、同年 10 月 17 日に第 2 回市都市計画審議会を開催。委員 23 人中 22 人出席。慎重審議の結果、諮問された都市計画変更案 3 件については、「支障なし」とし、答申の際に、審議会の意見として 3 点の付帯意見を提出することを確認。

同月 22 日に同審議会から市長へ答申書 3 通と付帯意見書を提出。これを受け、同月 27 日に県に答申どおり変更案 3 件については「支障なし」の意見書を審議会から提出された付帯意見と合わせて提出。

イ 山口県都市計画審議会（別紙 3 参照）

県が定める都市計画については、県都市計画審議会の議が必要とされることから、同年 11 月 26 日に第 136 回山口県都市計画審議会を開催するも、全員の意見を聞くことができなかったことから継続審議となる。委員 17 人中 15 人出席。

なお、審議会の中で、現地視察を希望する意見が出たことから、同年 12 月 24 日に希望される委員 5 名が愛宕山地域開発事業地を視察。

平成 21 年 1 月 16 日第 137 回山口県都市計画審議会を開催し、都市計画変更案 3

件について採決により会長を除く委員 16 人中 11 人の賛成により原案どおり可決され、同日付けで知事に答申された。なお、審議会において賛否双方の様々な意見が出たことから、意見をまとめ内容を文章で報告された。

ウ 都市計画の変更決定告示（別紙 4 参照）

岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更ほか 2 件が平成 21 年 2 月 6 日付けで決定告示され、決定図書が縦覧に付された。

山口県告示第 49 号 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

山口県告示第 50 号 岩国都市計画道路の変更

山口県告示第 51 号 岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更

エ 事業認可の取消し告示（別紙 5 参照）

岩国都市計画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発事業認可が平成 21 年 2 月 6 日付けで取消し告示された。 中国地方整備局告示第 8 号

2 愛宕山開発用地の買取に係る政府要望（平成 21 年 1 月 26 日）

知事とともに市長が「愛宕山開発用地の買取」について、防衛省及び内閣官房に対して口頭により要望を行った。

(1) 要望事項

- ア 愛宕山開発用地の平地の約 4 分の 3 に相当する部分（周辺の残置森林を含む）の国による買取り
- イ 国が用地の買取り後、用地を他の用途に転用するに際しては、地元住民の理解を得た上で対応されるよう最大限の配慮

(2) 防衛省回答（防衛大臣・浜田靖一）

「愛宕山開発用地については買い取りたい。山口県・岩国市の要望の趣旨や地元の実情は十分承知しており、買取の条件等については、今後、県や市の立場にも配慮しながら、お互いによく相談して対応していきたいので、もう少し時間をいただきたい」

(3) 内閣官房長官（河村建夫）

「今後、国としては県・市とよく相談しながら対応していきたい」

(4) 国からの回答に対する市長コメント

愛宕山開発用地について、防衛大臣は買取を明言されたが、条件等については、「県や市の立場にも配慮しながら、お互いによく相談して対応していきたいので、もう少し時間をいただきたい」との発言であった。

市としては、県と連携し、従来のスタンスを堅持しながら、国と協議していく考えであるが、当面、3月末から始まる公社借入金の償還について金融機関との交渉主体を県にお任せしていることから、至急県と調整の上、借換の方向で対応することとしたい。

3 岩国医療センター移転の状況

(1) 状況報告

ア 一次承認（構想と資金計画）

平成21年2月18日 院長から市長に、同月3日の機構本部役員会において了承されたとの報告。

(別紙6参照)

平成21年2月24日 第四回事務連絡協議会において、正式な文書による承認が2月20日付けであったとの報告。

イ 要望書

平成21年3月3日 「構想」の決定に伴い、院長から市長に二次承認にかかる移転用地を7ヘクタールとする施設計画を付した「要望書」が提出された。

(別紙7参照)

(2) 今後のスケジュール

ア 二次承認（新病院の建物計画）

医療センターでは、一次承認の後3ヵ月以内に、二次承認を得る必要がある。

イ 二次承認取得後

設計業務や建築工事の発注が行なわれる。

設計業務を約1年間、工事を約2年間で行い、平成24年度の早い時期の開院を目指す。

4 愛宕山地域開発事業に係る市有地の取扱い

(1) プロジェクトチーム発足（平成 20 年 11 月 18 日）

事業廃止後の市有地の取り扱いを協議するために、岩国市行政組織規則第 8 条の規定に基づき、「愛宕山地域開発事業に係る市有地処分に関するプロジェクトチーム」を組織した。（チーフ：副市長）

岩国市行政組織規則

（臨時的な事務）

第 8 条 臨時又は特別な事務で、市長が必要と認めるときは、特にプロジェクトチームを設け、又は主務者を定めて処理させることができる。

(2) プロジェクトチーム第一回会議（平成 20 年 11 月 27 日）

第一回会議を開催し、協議の結果、「愛宕山地域開発事業区域内に位置する不要と認められる市有地については普通財産化し、周辺環境対策に配慮したまちづくりにおいて有効に活用する」という、方向性を決定。

(3) 不要な市有地の処分方針（平成 20 年 11 月 28 日）

第一回会議における「方向性の決定」に基づき、「愛宕山地域開発事業に係る不要な市有地の処分方針」を決定。

(4) 法定外公共物の用途廃止（平成 21 年 2 月 6 日）（別紙 8 参照）

岩国市法定外公共物管理条例に基づき、不要な法定外公共物の用途廃止手続きを完了。

(5) 今後の事務

ア 普通財産（法定外公共物を用途廃止したもの）

表題登記及び保存登記に係る事務を引き続き行う。

イ その他市有地

各所管課において不要なものについては、普通財産化を行う。